（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの				
三				
森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
四				
木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限り、液体であるもの除く。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が一万キロワット未満のもの	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
五				
建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
六				
一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

ホ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。